

常滑市都市計画マスタープラン

策定方針

1 都市計画マスタープランとは

(1) 目的と役割

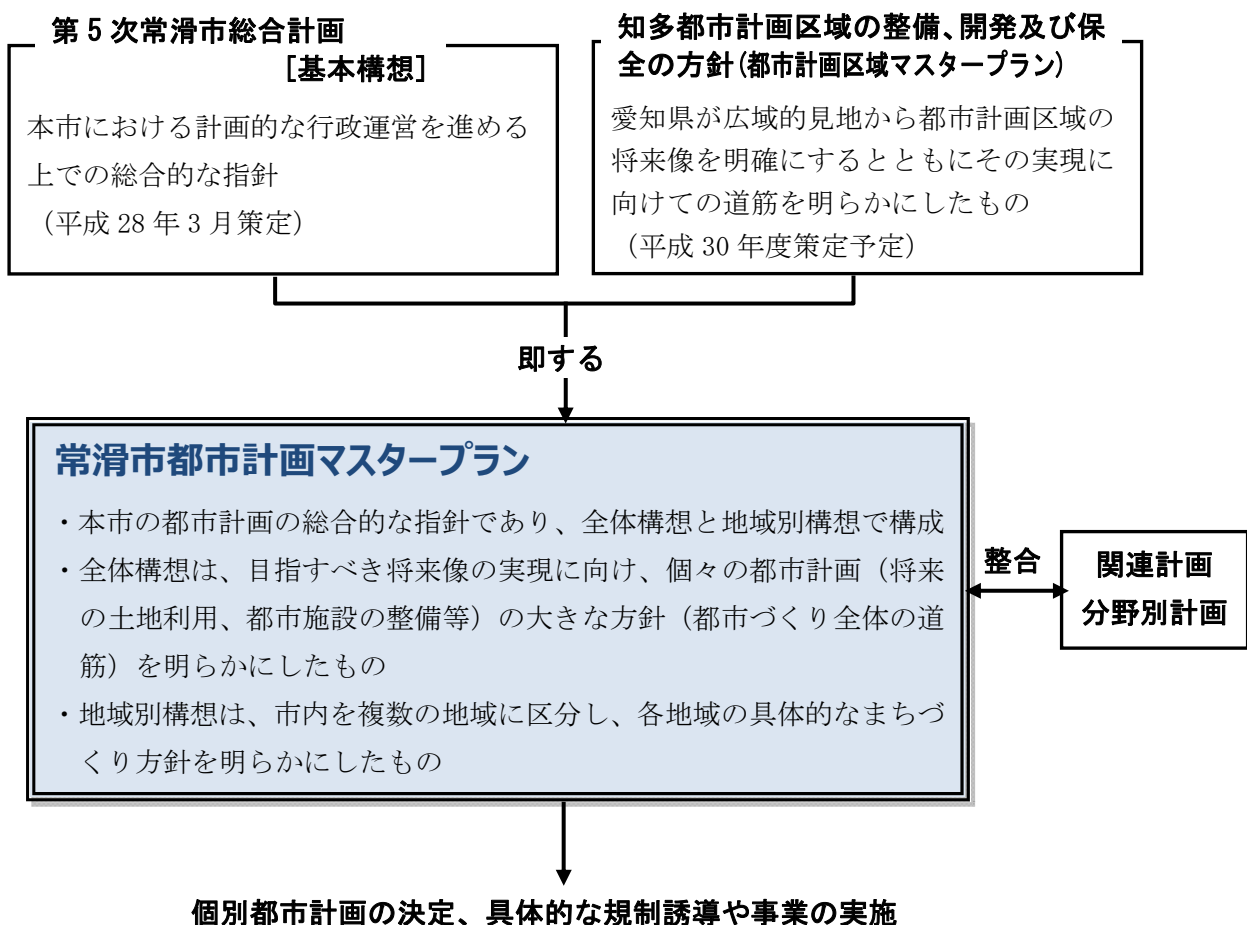
市町村マスタープランは、住民に最も近い立場にある市町村が、その創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定めるものです。

常滑市の都市構造の将来ビジョンやその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの方針を明らかにし、本市の都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。

(2) 根拠法令

都市計画法第18条の2 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」

(3) 法体系における位置づけ


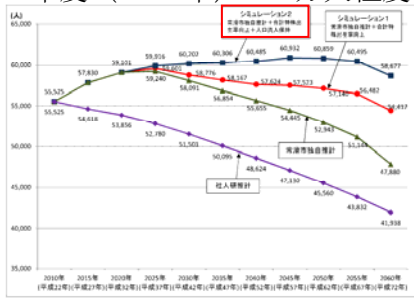



2 現行計画（常滑市都市計画マスタープランH21.2）の概要

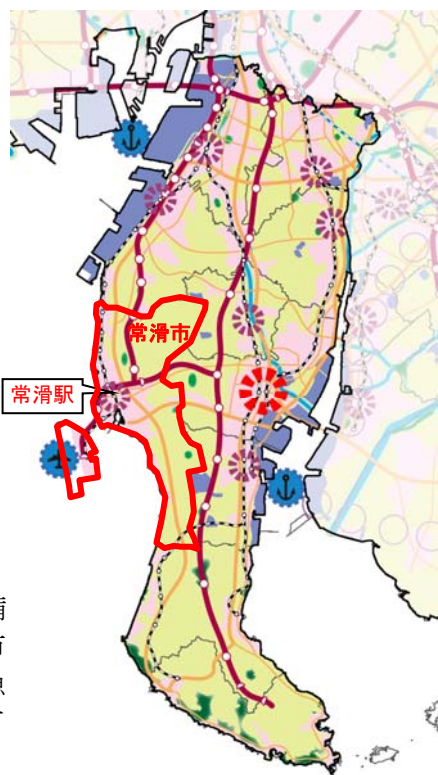
策定年次	平成 21 年 2 月（2009 年 2 月）																																										
目標年次	平成 32 年（2020 年）																																										
都市づくりの理念と目標	<p><都市づくりの基本理念></p> <p>“なつかしき”と“新しさ”を感じ、 歩くことを主体に、生き生きと活動するまち</p> <p>[都市づくりの目標]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■コンパクトにまとまった生活圏が分担・連携する都市 ■人と人との交流や産業文化・歴史・自然とのふれあいが生まれる都市 ■地域の魅力やポテンシャルを活用した多様な都市機能が集積する都市 																																										
将来フレーム	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p><人口> 67,000 人</p> <p style="text-align: center;">人口の推移と将来推計</p> <table border="1"> <caption>人口の推移と将来推計</caption> <thead> <tr> <th>年次</th> <th>人口 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成2年</td> <td>51,784</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>50,854</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>50,183</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>51,265</td> </tr> <tr> <td>32年(推計)</td> <td>67,000</td> </tr> </tbody> </table> </div> <div style="width: 45%;"> <p><土地利用></p> <p>新たな市街地フレームは設定なし</p> </div> </div>	年次	人口 (人)	平成2年	51,784	7	50,854	12	50,183	17	51,265	32年(推計)	67,000																														
年次	人口 (人)																																										
平成2年	51,784																																										
7	50,854																																										
12	50,183																																										
17	51,265																																										
32年(推計)	67,000																																										
将来都市構造	<p style="text-align: center;">将来都市構造図</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>←→</td> <td>広域交通軸</td> <td>🌊</td> <td>海を意図した魅力ある居住エリア</td> </tr> <tr> <td>→</td> <td>主要・都市幹線道路</td> <td>🏘️</td> <td>地場産業エリア</td> </tr> <tr> <td>🚆</td> <td>鉄道</td> <td>🌊</td> <td>憩いとにぎわいの海辺エリア</td> </tr> <tr> <td>🟡</td> <td>既成市街地ゾーン</td> <td>📍</td> <td>都市拠点</td> </tr> <tr> <td>🟢</td> <td>計画的市街地ゾーン</td> <td>🌟</td> <td>観光・交流拠点</td> </tr> <tr> <td>🟠</td> <td>中部臨空都市・空港ゾーン</td> <td>🏭</td> <td>工業・物流拠点</td> </tr> <tr> <td>🟤</td> <td>集落地ゾーン</td> <td>🌳</td> <td>地域生活支援地区</td> </tr> <tr> <td>🟥</td> <td>農地ゾーン</td> <td>🌳</td> <td>都市基幹公園(総合公園・運動公園)</td> </tr> <tr> <td>🟩</td> <td>森林ゾーン</td> <td>🌳</td> <td>緑の連携軸</td> </tr> <tr> <td>🟦</td> <td>横計市街地ゾーン</td> <td>📏</td> <td>市街化区域界</td> </tr> </tbody> </table>	凡 例		←→	広域交通軸	🌊	海を意図した魅力ある居住エリア	→	主要・都市幹線道路	🏘️	地場産業エリア	🚆	鉄道	🌊	憩いとにぎわいの海辺エリア	🟡	既成市街地ゾーン	📍	都市拠点	🟢	計画的市街地ゾーン	🌟	観光・交流拠点	🟠	中部臨空都市・空港ゾーン	🏭	工業・物流拠点	🟤	集落地ゾーン	🌳	地域生活支援地区	🟥	農地ゾーン	🌳	都市基幹公園(総合公園・運動公園)	🟩	森林ゾーン	🌳	緑の連携軸	🟦	横計市街地ゾーン	📏	市街化区域界
凡 例																																											
←→	広域交通軸	🌊	海を意図した魅力ある居住エリア																																								
→	主要・都市幹線道路	🏘️	地場産業エリア																																								
🚆	鉄道	🌊	憩いとにぎわいの海辺エリア																																								
🟡	既成市街地ゾーン	📍	都市拠点																																								
🟢	計画的市街地ゾーン	🌟	観光・交流拠点																																								
🟠	中部臨空都市・空港ゾーン	🏭	工業・物流拠点																																								
🟤	集落地ゾーン	🌳	地域生活支援地区																																								
🟥	農地ゾーン	🌳	都市基幹公園(総合公園・運動公園)																																								
🟩	森林ゾーン	🌳	緑の連携軸																																								
🟦	横計市街地ゾーン	📏	市街化区域界																																								

(参考) 上位計画の概要

(1) 第5次常滑市総合計画

策定年次	平成 28 年 3 月 (2016 年 3 月)	
目標年次	平成 36 年度(2024 年度)	
将来の都市像	<p>感動を 次代につなぎ 世界に開くまち とこなめ ～焼き物・海・空を生かして～</p> <p>[基本理念]</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ “元気” あふれるまちづくり ■ とともに “創る” まちづくり ■ 将来に “つなぐ” まちづくり 	
将来人口	<p>平成 36 年度(2024 年度) ⇒目標 6 万人</p> 	<p>人口ビジョン(常滑市まち・ひと・しごと創生総合戦略：平成 28 年 12 月改訂) 平成 37 年度 (2025 年) ⇒6 万人程度</p> 
土地利用構想	<p>市街化区域及び市街化調整区域について、現在の土地利用を基本とし、必要に応じて見直します。</p> <p>○常滑駅周辺から飛香台地区について都市機能集積地区と位置付け、機能を充実するとともに、南北市街地及び空港・中部臨空都市との連携を強化し、各地区と交流促進を図ります。</p> <p>○エアフロント地区(中部臨空都市)については、次世代の産業技術やライフスタイルが創造・発信される拠点として県等関係機関と連携して機能の充実を図ります。</p> <p>○土地利用検討地区については、今後の土地利用動向を踏まえて、具体的な土地利用の方向について検討します。</p> 	

(2) 知多都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（原案）

策定年次	策定中（平成 30 年度策定予定）
目標年次	平成 42 年（2030 年）
都市計画の 目標	<p><基本理念> 広域交流拠点や地域特性を活かした特色ある産業が充実し、魅力ある暮らしを支える都市づくり</p> <p><都市づくりの目標> ※一部抜粋 <将来都市構造></p> <ul style="list-style-type: none"> ○無秩序な市街地の拡大を抑制し、主要な鉄道駅周辺などの中心市街地や生活拠点となる地区を拠点として都市機能の集積やまちなか居住を誘導し、活力あるまちなかの形成を目指します。 ○今後も人口や世帯数の増加が見込まれる地域では、既存ストックの活用が可能な地区を中心に新たな住宅地の形成を目指します。 ○地域資源や中部国際空港を活かした地域づくりを進め、様々な対流を促進し、にぎわいの創出を目指します。また、昇龍道プロジェクトなどの中部圏の観光に資する観光地間の周遊性の向上を目指します。 ○歩行者・自転車に配慮した市街地の再整備や歴史・文化資源を活かした魅力ある都市空間・景観づくりを進めるとともに、農漁業や窯業、醸造業などの地場産業が培ってきた地域の魅力を向上させ、多彩な対流・ふれあいを生み出し、街のにぎわいの再生を目指します。 ○窯業や醸造業といった地場産業を活かした産業観光の促進を図るため、幹線道路の整備や歩きたくなる歩行空間・まちなみの形成を目指します。 ○都市の活力を向上させていくため、中部国際空港周辺やその周辺において工業・物流機能のさらなる集積を目指します。 ○道路、橋梁、河川などの都市基盤施設の整備や耐震化を推進し、市街地の災害の防止または軽減を目指します。 ○北部から中央部の農地、南部の樹林地などの緑地では、無秩序な開発を抑制するなど、適正な土地利用の規制・誘導を図り、豊かな自然環境を保全します。 <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>※市街地ゾーンおよび工業ゾーンはH30年のおおむねの市街化区域を表示しています。</p> </div> </div>

3 策定の概要

(1) 策定の背景・必要性

現行の都市計画マスタープランは平成 21 年 2 月に策定され、9 年あまりが経過しています。その間、国においては都市再生特別措置法の改正（平成 26 年 8 月施行）により立地適正化計画制度が創設され、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年 11 月施行）により地方創生総合戦略が創設されました。これらの都市計画はその法改正の趣旨に沿って進めることが望まれています。

愛知県においては、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画マスタープラン）の見直しのための具体的な検討が行われ、平成 30 年度中の改定を予定しています。

こうした状況を受けて、本市の最上位計画である第 5 次総合計画（計画期間：平成 28 から 36 年度）と、この間の社会情勢等の変化に加え、これまでの施策等の検討及び実施状況を踏まえ、現行の都市計画マスタープランの改定を行うことが必要となっています。

(2) 目標年次

平成 42 年（2030 年）

(3) 都市づくりの理念

未定（今後検討予定）

(4) 将来フレーム

人口フレーム：未定（今後検討予定）

産業フレーム：未定（今後検討予定）

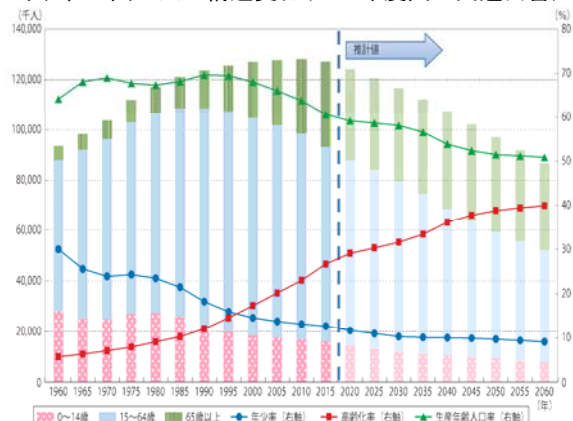
(5) 策定にあたり重要と考えられる視点

（国土のグランドデザイン 2050、愛知の都市づくりビジョン等より）

① 集約型都市構造への転換 -都市機能集積の高い都市づくり-

- ・わが国では、平成 20 年をピークに初めて人口が減少に転じ、今後も人口減少が進行
- ・人口減少に伴う市街地人口密度の低下により、一定の人口集積に支えられて成立する都市機能の確保・維持が困難になると懸念

図 わが国の人口構造変化(H27 年度国土交通白書)



② 超高齢社会に対応した都市構造及び健康寿命の延伸

-身近な生活圏の構築と歩いて暮らせる都市づくり-

- ・わが国では、急速な高齢化が進行（最近10年間(H17-H27年)で高齢者人口割合は約20.2%から約26.7%へと約6ポイント近く上昇）しており、現時点で約4人に1人が高齢者
- ・高齢化・人口減少が進む社会においても、健康で快適に暮らせる生活環境の確保が課題

③ 既存社会資本ストックの最大活用と適正管理 -都市運営コスト削減の都市づくり-

- ・わが国では、戦後の復興期から高度経済成長期にかけて集中的に整備されたインフラ施設の老朽化が進行しており、今後、多額の修繕・更新費用が必要になる見込み
- ・今後の人口減少・超高齢社会においては、労働力の不足に伴い経済成長が鈍化し、都市活力の低下を招く懸念があり、既存の社会資本ストックの長寿命化など持続可能な都市経営の確保が課題

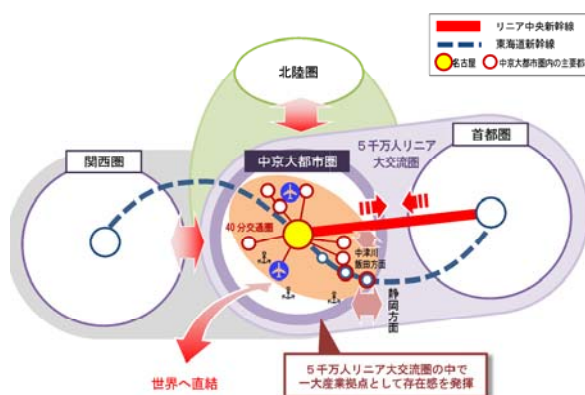
④ 産業競争力の強化、産業立地等民間投資の誘発 -力強く発展を続ける都市づくり-

- ・アジア諸国の成長による製造業の海外移転等の進展等を背景に、わが国の産業競争力の低下が指摘されており、これが地方の活力を削ぐ要因となっていることから、財政力強化等に直結するような産業機能の強化・充実が課題

⑤ 地域資源を活かした交流の促進・拡大 -観光交流・市民交流を促す都市づくり-

図 中京大都市圏のイメージ(あいちビジョン 2020)

- ・2027年度に予定されているリニア中央新幹線の東京 - 名古屋間の開業により、首都圏から中京圏に及ぶ範囲で、人口5千万人規模の大交流圏が誕生
- ・今後の定住人口の減少に対応して、内外の観光客を積極的に呼び込み、「交流人口」の増加によって地域経済を活性化していくことが課題



⑥ 安全で安心な暮らしの確保 -安全・安心の都市づくり-

- ・これまで以上に人口の減少が見込まれる地域では、地域コミュニティの維持が困難になり、コミュニティにより支えられる地域活動や地域防災力の低下等が生じることが懸念
- ・高齢化の進行や核家族化による空家の増加が見込まれ、適切に管理されない空家による、防災・衛生・景観等の地域の生活環境へもたらす影響が問題
- ・今後発生が危惧される東海地震、東南海・南海地震や集中豪雨などの自然災害に対し、災害時だけでなく、平時においても市民の安全・安心を確保することは自治体共通の使命であり、過去の大災害で得られた教訓を活かしつつ、安全で安心な暮らしの確保が課題

⑦ **魅力ある都市景観の形成 -都市の個性を発揮する景観都市づくり-**

- ・これまでの都市は、経済の高度成長と都市への人口集中に対応することに追われ、都市の貴重な緑が失われつつあるため、心の豊かさや自然とのふれあい、地域固有の歴史・文化を大切にすることが必要
- ・自然豊かな緑地やため池などの水辺の保全を図り、良好な都市景観を形成し、都市の魅力を高めていくことが課題

⑧ **地球温暖化対策への貢献 -環境負荷の小さい都市づくり-**

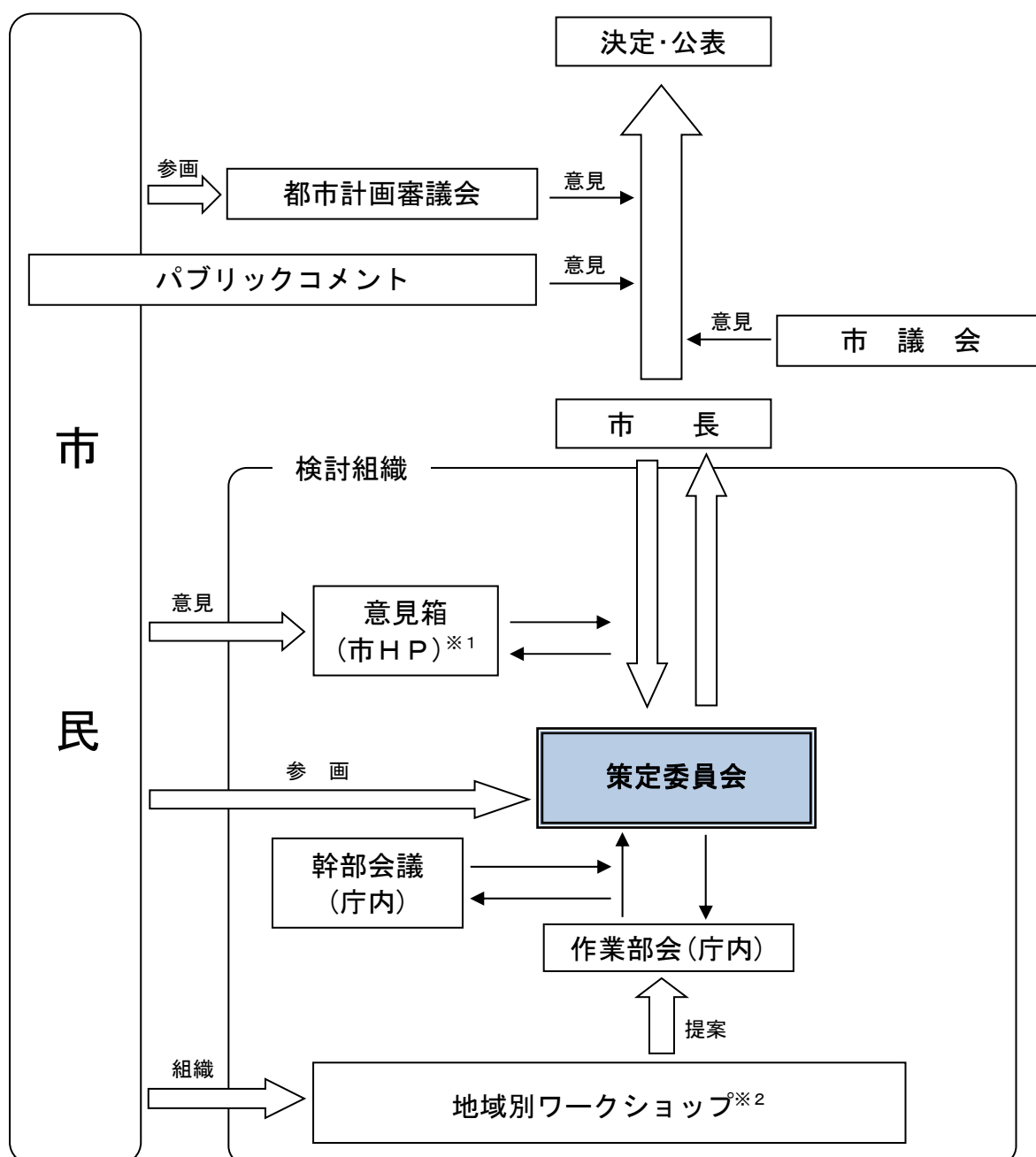
- ・ライフスタイルの変化等に伴う自動車への過度な依存により、二酸化炭素の排出量が増加するなど、深刻さを増す地球温暖化などの環境問題への対応
- ・鉄道や路線バスなどの公共交通の活用や自転車利用の促進による、環境負荷の軽減への取組が課題

4 策定体制

本計画は、市の職員により構成する「作業部会」が原案を検討し、都市計画に関する学識経験者、市民、各種団体代表により構成する「策定委員会」の意見、助言を踏まえて策定します。

また、パブリックコメントや地域別ワークショップの実施等により、市民意見の反映に努めていきます。

■本計画の策定体制



※1 策定委員会開催毎に、市HPに資料、議事録をアップロードし、意見箱として地域、世代等を問わず広く市民より意見を募る

※2 各区（1名又は2名程度）から選出された委員で構成する。

5 策定スケジュール

		計画策定	各種会議等	
平成30年度	7月	1. 現行都市マスの実態把握と評価 ○関係各課ヒアリング ○成果と課題の把握・整理		
	8月			
	9月	2. 上位・関連計画の整理		
	10月			
	11月	3. 現行計画策定後の社会情勢の変化の整理		
	12月			
平成31年度	1月	5. 全体構想見直し案の検討・立案 ①基本理念、将来都市像の検討 ②都市づくりの目標の作成 ↔ ③将来フレーム、将来都市構造の作成 ④分野別方針の作成 ○土地利用の方針 ○交通体系の方針 ○都市環境の方針 ○防災の方針 ○景観形成の方針 ○市民参加の方針 等	第1回作業部会/策定委員会	
	2月			
	3月		第2回作業部会/策定委員会	
	4月			
	5月		第3回作業部会/策定委員会	
	6月		6. 地域別構想見直し案の検討・立案 ①地域の現状と課題 ②まちづくりビジョン ③まちづくり実践計画 ④まちづくり実践プログラム 各地域の目指すべき『まちづくりの方向性(ビジョン)』とその実現に向け「住民」「行政」、「協働」ですべきことを明らかにした『まちづくり方針』を地域住民と一緒に検討・立案 =住民主体のまちづくりガイドライン	7. 地域別ワークショップ等の運営支援(5~8月、1回/月開催)
	7月			
	8月			第4回作業部会/策定委員会
	9月			
	10月		8. 進行管理計画の手引きの作成	
	11月		9. 都市計画マスタープラン(素案)のとりまとめ	第5回作業部会/策定委員会
	12月		10. パブリックコメント支援	
1月	12. 都市計画マスタープラン(案)のとりまとめ	11. 住民意見の集約に関する支援		
2月		第6回作業部会/策定委員会		
3月				

平成32年(2020年) 常滑市都市計画マスタープランの策定・公表